

公益財団法人克念社 若葉奨学基金給付規則

公益財団法人 克念社

(目的)

第1条 本規則は、定款第4条第1号に定める人材の養成に関する事業の内、若葉奨学基金給付制度について規定し、その制度の円滑なる運営を図ることを目的とする。

(給付対象者)

第2条 当法人の若葉奨学金給付対象者は、次の各号に該当する者とする。

- 1、庄内地域に本籍を有し、かつ当地域の高校若しくは高専卒業者
- 2、原則として、4年制大学及び6年制医科大学に在学中の者
　　大学院生、短大生、各種専門学校生については、その事情による
- 3、品行方正、身体堅固かつ学業成績が抜群で、確実に大学卒業可能と見込まれる者
- 4、家庭の状況から、学資金の自己調達が極めて困難と認められる者
- 5、以上の事項すべてに該当し、各学校において審査され推薦された者

(給付申請)

第3条 給付希望者は、当法人所定の給付願書に学校の調査書及び両親の所得証明書を添付し、出身学校を経由して提出する。

(選考及び採択)

第4条 給付生は、選考委員会で内定し、給付内定通知書で出身校を経由して本人に通知する。
給付内定者は大学入試合格を給付生採択の条件とする。

(提出書類と決定)

第5条 給付内定者は、大学入試合格後直ちに(遅くとも3月31日まで)給付申請書に大学等の合格通知書、戸籍謄本及び本人の写真(名刺判)を添付し提出する。
必要提出書類確認後、理事会に報告し決定する。
なお、5月の第1回支給日までに在学証明書を提出する。

(学資金の給付)

第6条 学資金は月額2万円とし、給付生に所定の修学年限の毎年5月、8月及び1月に各4か月分を支給する。
学資金の支給は、原則として当法人の事務所で行う。(印鑑持参のこと)
なお、支給日は、5月及び1月は15日(休日の場合は翌営業日)とし、8月は別途通知する。

(給付の停止、繰上げ回収)

第7条 給費生が退学を命ぜられた時、また第2条第3号に著しく欠けるところがあると理事会が認めたときは、給付を取りやめるものとする。また、給付の取りやめを決定した事案について特に悪質と認められる場合、理事会の決議により既に給付した奨学金の一部または全部の返還を求めることができる。

(休学、留年)

第8条 給付生が休学または留年した時は、給付を停止する。

休学、留年が2年を超えるときは前条を適用する。

(届出)

第9条 給付生が次ぎの事項に該当した時は、直ちに当法人にその旨を書面で届け出なければならない。

1、病気または事故で1か月以上学校を休んだ時、また留年した時。

2、給付生本人若しくは保証人が住所、氏名を変更した時。

(給付者の死亡)

第11条 給付を受けている者が死亡した時は、その遺族は速やかにその旨本法人に届出すること。

(近況報告)

第12条 給付を受けた者は、大学等卒業後も職業、住所の変更はもとよりその近況を本法人に寄せ永く親密な交誼を持続することに努めること。

(附則)

この規則は、平成28年2月15日より適用する。

この規則の改正は、平成29年2月15日より適用する。